

1 弁護士の懲戒制度の概要

現行弁護士法（昭和24年法律第205号）施行前は、国家が弁護士に対する監督権限を有していたが、現行弁護士法は弁護士名簿の登録事務を日弁連の所管とし、弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）に対する懲戒処分は弁護士会及び日弁連が行うこととするなど、弁護士自治を実現した。弁護士等に対する懲戒権限を国家が掌握していると、国家と国民の基本的な人権が衝突する場面において弁護士等がその使命を全うすることに困難を来すため、自治懲戒制度を設けたのである。

なお、懲戒処分は、弁護士会及び日弁連に付与された公の権能に基づいてなされる広義の行政処分である。懲戒された弁護士等が、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができ（法第59条）、裁決取消請求訴訟を提起することができる（法第61条）とされているのは、その現れである。

現行弁護士法における懲戒制度の概要は次のとおりである。

（1）懲戒請求

何人も、弁護士等に懲戒の事由があると思料するときは、所属弁護士会に懲戒することを求めることができる（法第58条第1項）。

（2）綱紀委員会による調査

弁護士会は、懲戒請求があったときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない（法第58条第2項）。弁護士会自らが弁護士等に懲戒の事由があると思料するときも同様である（同項）。綱紀委員会は事案を調査し、懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当かどうかを判断する。

（3）懲戒委員会による審査

弁護士会は、綱紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める議決をしたときは、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない（法第58条第3項）。日弁連の綱紀委員会又は綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする議決をし、日弁連が事案を原弁護士会に送付したときも同様である（法第64条の2第2項、第3項、第64条の4第1項から第3項まで）。

懲戒委員会が懲戒することを相当と認め、一定の懲戒処分を議決したときは、弁護士会は弁護士等を懲戒しなければならない（法第58条第5項）。

（4）異議の申出等

懲戒請求者は、①弁護士会の綱紀委員会が弁護士等につき懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をし、弁護士会が弁護士等を懲戒しない旨の決定をした場合、②弁護士会の懲戒委員会が弁護士等につき懲戒しないことを相当とする議決をし、弁護士会が弁護士等を懲戒しない旨の決定をした場合、③弁護士会が相当の期間内に懲戒の手續を終えない場合、④弁護士会がした懲戒処分が不当に軽いと思料する場合には、日弁連に異議の申出をすることができる（法第64条第1項）。申出の期間は3か月以内である（同条第2項）。さらに、上記①の場合で、日弁連の綱紀委員会が異議の申出を却下し、又は棄却する議決をし、日弁連がその旨の決定をした場合（法第64条の2第5項）には、日弁連の綱紀審査会による綱紀審査を申し出ることができる（法第64条の3第1項）。申出の期間は30日以内である（同条第2項）。

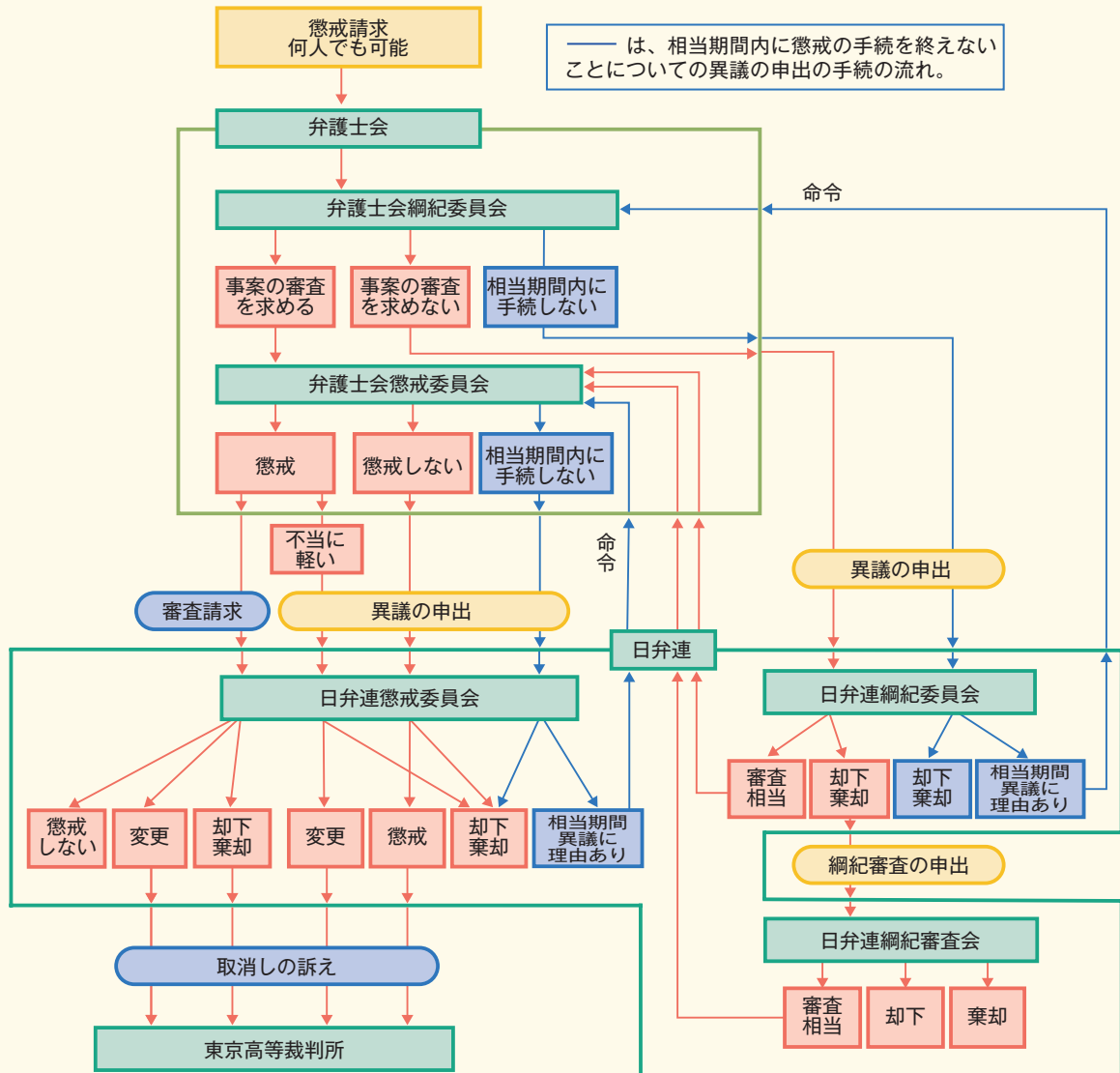
なお、前述①の場合の異議の申出は日弁連の綱紀委員会が審査し（法第64条の2第1項）、前述②、④の場合の異議の申出は日弁連の懲戒委員会が審査する（法第64条の5第1項。③についても同様に分けられている）。

(5) 官報等による公告

弁護士会又は日弁連によって懲戒処分がされたときは、官報のほか、機関雑誌『自由と正義』に掲載して公告される（法第64条の6第3項、会則第68条）。

現行の綱紀・懲戒制度（2004年4月1日施行）を図示すると下図のようになる。

資料3-2-3-1 弁護士の懲戒手続の流れ



【注】 1. 日弁連及び弁護士会の請求に基づく手続は除く。
2. 各委員会の議決に基づく日弁連及び弁護士会の決定は除く。